

令和3年6月農業委員会定例会議事録

日時	令和3年6月21日（月）午後1時30分～午後3時27分	
場所	さぬき市役所寒川庁舎 3階 301、302会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1～3号)
日程第3	非農地証明願について	(会長提出議案第4～11号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第12～17号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第18～23号)
日程第6	農地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第24号)
日程第7	農業振興地域整備計画変更の答申について	(会長提出議案第25～37号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第38号)
日程第9	その他	
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 11 川田政美 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)	
欠席委員	3 朝倉重弘	
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主査 松本美佳主査	
農林水産課	小島拓也主任主事	
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員	
傍聴者	なし	

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。
日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第3号を議題とし、一括上程致します。
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

今回の3条申請の案件は3件ございまして、筆数は4筆、面積にして945㎡でございます。それでは、個別の案件についてご説明します。
議案書1ページ目でございます。農地法第3条に基づく申請審議について、議長提出議案第1号、地区番号3、受付年月日、令和3年6月1日。譲受人、●●●●●、●●●●●様。譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、●●●●●番●、計2筆。台帳地目、現況地目ともに田、地積合計408㎡。譲受人の申請事由、高齢化。譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利、所有権の移転。経営面積52,152.96㎡。受人従事数2。資料は1ページ目でございます。
申請地は●●●●●●●●●●から南東へ1kmに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行っております。議案第15号関係案件でございます。
続きまして、会長提出議案第2号、地区番号5、受付年月日、令和3年6月1日。譲受人、●●●●●●●●●、●●●●●様。譲受人、●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田。地積325㎡。譲渡人の申請事由、その他。譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転で、経営面積4,071㎡。受人従事数5。資料は2ページ目でございます。
申請地は●●●●●●●●●●●●●●から南西へ1kmに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行っております。
続きまして、会長提出議案第3号、地区番号5、受付年月日、令和3年6月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●●、●●●●●様。譲受人、●●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番。台帳地目、現況地目ともに田。地積212㎡。譲渡人の申請事由、既に分家独立している者への譲渡。譲受人の申請事由、経営規模の拡大。権利は所有権の移転。経営面積6,324.45㎡で、受人従事数3。資料は3ページ目でございます。
申請地は●●●●●●●●●●●●●●から北西700mに位置し、譲受人については申請地周辺で経営面積の保全管理も行っております。
第1号、第2号、第3号全て経営面積拡大のための所有権移転の案件で、下限面積を満たしております。以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。
まず、最初、●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委員

第1号案件についてご説明致します。譲受人の●●様はさぬき市でも模範的な農業経営者です。その方が家の下のすぐの田んぼ2枚を今回買います。私たち6月19日に現地確認にまいりましたがけれども、これは絶対ふさわしい、よろしいということで認めることに致しました。よろしくお願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員

昨日、現地確認、●●地区全員で行ってまいりました。2号、3号とももう全く問題ございませんので、ご承認のほうをよろしく申し上げます。

議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第3号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第3号につきましてお諮りします。議案第1号から第3号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第1号から第3号を原案のとおり認めることと致します。続きまして、日程第2 非農地証明願について、会長提出議案第4号から第11号を議題とし、一括上程致します。</p> <p>なお、今月の議案で、第6号から第8号は●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、会長提出議案第6号から第8号を除く非農地証明願について説明します。議案書の2ページをお開きください。今回の非農地証明案件は5件ございます。面積に致しまして4,956㎡の9筆です。それでは、個別案件についてご説明させていただきます。</p> <p>会長提出議案第4号、地区番号3、受付年月日、令和3年6月1日。申請人、●●●●●、●●●●●様で、申請地は●●●●●番●でございます。台帳地目は畑、現況地目は山林で、地積は1,926㎡でございます。申請理由と致しましては、昭和45年頃から耕作放棄し山林化したものです。お手元の資料4ページから5ページをご覧くださいと思います。</p> <p>概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から南西へ約800mに位置しております。申請者は昭和45年に相続致しましたが、耕作不便な農地であるため耕作放棄し、山林化しました。位置図は位置図拡大一覧表というほうの4ページ、現況写真は資料の5ページになるのでご確認ください。</p> <p>会長提出議案第5号、地区番号3、受付年月日が令和3年6月1日。申請人、●●●●●、●●●●●様で、申請地、●●●●●番●他3筆でございます。台帳地目は田3筆、畑1筆、現況地目は山林で、地積は4筆で1,655㎡でございます。申請理由と致しましては、昭和45年頃から耕作放棄し山林化したものです。お手元の資料6ページから7ページをご覧くださいと思います。</p> <p>概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から南西へ約850mに位置しております。申請者は昭和45年1月に相続しましたが、耕作不便な農地であるため耕作放棄し、山林化したものです。また、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地、赤判定と確認されております。位置図は位置図拡大一覧表の6ページ、現況写真は資料の7ページになるのでご確認ください。</p> <p>会長提出議案第9号、地区番号5、受付年月日、令和3年6月1日。申請人は●●●、●●●●●様で、申請地は●●●●●番●他1筆でございます。台帳地目は田と畑、現況地目は山林で、地積は2筆で694㎡でございます。申請理由と致しましては、土砂災害により耕作放棄し山林化したものです。お手元の資料の17ページから18ページをご覧くださいと思います。</p> <p>概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から東へ約1,600mに位置しております。申請者は平成17年にこの農地を購入し耕作していましたが、土砂災害により耕作放棄し、山林化しました。また、再生</p>

利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地、赤判定と確認されています。位置図は位置図拡大一覧表の17ページ、現況写真は資料18ページになるのでご確認ください。

会長提出議案第10号、地区番号5、受付年月日、令和3年6月1日。申請人は●●●、●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●番●でございます。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、地積は185㎡でございます。申請理由と致しましては、平成30年頃に農地耕作のため農業用倉庫を建てたものです。お手元の資料の19ページから20ページをご覧くださいと思います。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から東へ約1,600mに位置しております。申請者は平成17年にこの農地を購入し、平成30年頃に農地を耕作するために農業用倉庫を建てたものです。位置図は位置図拡大一覧表の19ページ、現況写真は資料20ページになるのでご確認ください。

会長提出議案第11号、地区番号5、受付年月日が令和3年6月1日。申請人は●●●、●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●●番●でございます。台帳地目は田、現況地目は原野で、地積は496㎡でございます。申請理由と致しましては、土砂災害により耕作放棄し原野化したものです。お手元の資料の21ページから22ページをご覧くださいと思います。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から東へ約1,600mに位置しております。申請者は平成17年にこの農地を購入し耕作していましたが、土砂災害により耕作放棄し、原野化したものです。また、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地、赤判定と確認されています。位置図は位置図拡大一覧表の21ページ、現況写真は資料22ページになるのでご確認ください。説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委員

それでは、第4号議案のご説明を致します。●●さんの畑です、台帳地目。現況は山林となっております。私たち6月19日、10名で揃って雨の中を見に行きましたけれども、周りは樹木が茂って、到底元の状態には戻れないでしょうということで、山林ということで認めることに致しました。よろしくお願い致します。

続いて、5号議案。●●●●●●●●●●さんの、これも畑と田んぼの台帳地目ですけれども、現況地目山林となっております。これ入り口はちゃんと竹とか笹とか刈って入りやすいようにしておいていただいております。でも、中へ入ってみますと、竹とか木とか、それから木の根っこが大変ぼこぼこ出て、到底元の状態には戻れないだろうということで、私たちはこれを認めることにしました。よろしくご審議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（会長）

続きまして、●●地区の代表委員からの報告をお願い致します。

寒川巧委員

●●の●●ですので、地元の●●が報告したいと思います。1週間前に推進委員と私とで一度現地を歩いて見ましたけども、現状は、普段は入れません。私道になっておりまして通行止めになっていますけれど、ちょうど開いていましたので入って、1回現地を見ました。そうしたら、もうほとんど山になっていまして、どれが畑か、どれがあれなのか分からんような状態で、山林になっておりましたので、非農地としても問題ないかなと。

それから、宅地にする分、第15号、これについては、現地を見ましたら確かに農業用の倉庫ということで小屋が建っておりましたが、奥にはサウナがあって、農業用倉庫にしてサウナがあるのかと思ってびっくりしましたけど、とりあえず、早くに建物が建っておりますので、宅地にしてくださいということは分かるんです、これは。

それと同時に、近くの宅地がすぐそばにありまして、500㎡ちょっとの宅地があるのですが、これはもうほとんど、花崗土とかいろんなものを取ってきてまして造成しております、何十トンとか何百トンなのか分かりませんが、造成して山の宅地をかなり高く上げておるので、これはちょっと農業委員会とは関係ないけれども、現地がこの状態で、泥を勝手に持ってきて、宅地だからいいとって持ってこられたら困るじゃないかということで、どうしたらいいのだろうということを調べましたが、どうも持ち主が泥を持ってきたようです。

それで、確認しましたら、この状態ぐらいだったら災害は起こらないというのですが、昨日、農業委員と推進委員全員で見てきましたけど、災害は起こらないといっても、これだけひびが入ったりなんかしたら心配でないかというふうなものはあるんですが、ただ、私たちにできないのが残念ながら、宅地について、住んでいないところ、山の中の宅地をもうそのまま放ってあるものですから、泥を持ってきておってもどうすることもできんのですけども、とりあえずは地元の人々に私会いまして、今朝も会いまして話をしまして、とりあえず地元も知っておいてほしいと。それから、できるだけ危険な状態だったらこれ以上放らないでくれというようなことは言うて、お願いする以外ないのかなというふうなことになりましたけども、これからますます増えてくる可能性があるので、皆さんにご迷惑がかかるじゃないかと思いますが、とりあえず農業委員会と関係ないですけども、農業委員として皆さんが一致団結して指導していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。この申請地については、山林に、非農地にしているのは問題ないかなというふうになっております。よろしく申し上げます。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第6号から第8号を除く議案第4号から第11号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号から第8号を除く議案第4号から第11号につきましてお諮りします。議案第6号から第8号を除く議案第4号から第11号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号から第8号を除く議案第4号から第11号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員の関係する議案である議案第6号から第8号の審議に入りますので、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第6号から第8号について説明します。非農地証明案件は3件ございます。面積に致しまして8,475㎡の20筆でございます。それ

地目原野となっております。これも竹が伸びて草丈が長くなっております。これも山林化しているのではないかなということで私たち判定致しております。

それと、もう1つ、第8号の●●さんの田ですけれども、これも道路として今も使っているようです。これは現況地目道路でよろしいんじゃないかということです。

だから、私たち、6号、7号につきましては、雨の中だったので土地の境もなかなか分かりにくくて、全体的に山林化しているということで判断致しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。議案第6号から第8号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号から第8号につきましてお諮りします。議案第6号から第8号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号から第8号を原案のとおり認めることと致します。退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第12号から第17号を議題とし、上程致します。
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 今回の4条申請の案件は6件ございまして、筆数は8筆、面積にして2,488.57㎡でございます。

それでは、個別の案件についてご説明します。

議案書4ページでございます。農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第12号、地区番号2、受付年月日、令和3年6月1日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目畑、現況地目宅地。地積143㎡。転用目的、農家住宅の宅地拡張。建築面積176.4㎡。工事着完年月日、無断転用がございまして、昭和57年4月1日から昭和57年7月31日。農地区分、第2種農地。備考と致しまして、無断転用で併せ地利用があります。資料は23ページから24ページ目でございます。位置図を23ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●、●●●●●●●●から北東へ約500mのところのところに位置し、申請地の隣接は畑、宅地及び道路、原野に接しております。このたび住宅用地として利用している住宅の一部の無断転用が判明したため是正を行うものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第13号、地区番号3、受付年月日、令和3年6月1日。申請人、●●●●、●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、●●●●●●●●番●。台帳地目、田1筆、畑1筆、現況地目雑種地。地積合計1,169㎡。転用目的、農業用倉庫及び農作業場。建築面積59.40㎡。工事着完年月日は、無断転用がございまして、昭和55年4月10日か

請を出されておるといような形にはなっております。

大塚ノブ子委員　　とりあえず取りかかってみるといこと。で、成功したらそのままいけるという。

事務局　　あくまでも農地のまま維持していただいて、太陽光の下でレモンをして、3年後に更新できるかできないのかは、1年ごとの報告といのがあるので、その結果を見て更新できるかできないかといような流れでございます。

大塚ノブ子委員　　分かりました。私たちはよろしいでしょうとい結論を出しておるんです。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

それと、続きまして、第15号、●●さんの件なんですけれども、これは第1号議案、●●さんの購入した田んぼに関連して無断転用が出てきまして、その是正といことなんです。それで、私たちはよろしいのではないでしょうかといことと結論を出しております。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

議長（会長）　　続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

川田政美委員　　会長提出議案第16号ですが、これはもう●●線の道路ができたときからですので、これ致し方ないと思ひますので、よろしくお祈りします。

議長（会長）　　続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員　　ご報告申し上げます。事務局の説明のとおりですが、工事着完予定が昭和50年ですから、それ以降、無断転用の形ができておったと思ひます。それで、現場確認を致しましたところ、もう既に住宅が完成間近といふうになっておりますので、後ほど出てまいります23号議案と関連がありますけど、もう仕方なく、仕方ないなといことと前へ進むといことにしましたので、よろしくお祈り致します。

議長（会長）　　地区代表委員からの報告が終わりました。議案第12号から第17号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
どうぞ。

廣瀬徹委員　　先ほどの第14号なんですけれども、現地確認の前に頂いた案では、地積が2,221㎡となっているんですけれども、今回、今日の議案書では0.57とい非常に意味がないような小さい面積になっていますけれども、この関係は。

事務局　　面積は2,221㎡でございますけど、転用の面積としましては、支柱の面積と、要は引込柱、電柱の面積を含めたものになりますので、0.57と少ない面積となっております。

議長（会長）　　ほかにございませつか。
どうぞ。

十川隆行委員　　質問といよりちょっと教えてほしいんですけれども、先ほどの説明の中で、1年ごとの営農報告が要るといお話があったんですけれども、これ違反したらだめですか。結局、レモンなんて、3年間したって、どうせ苗植えたら全然できんわな、当然。どうやって報告するの。

議長（会長） 多分これは花木というのも時々出てくるでしょう。やっぱり10年をめどにそういうふうなものは見なかったら、収穫はまだ、収穫途中になるでしょう、生育途中やから。そやから、それが成木になってから収穫できるときからの、市販で売っとる、普通、ハウス以外のところで生育さしとる分の8掛けの売上げがなかったらアウトになるので。それまでは大目に見てくれる。

十川隆行委員 それで、レモンだったら何年でできるんか知らんのですけども、支払いもおありだろうし。

議長（会長） レモンというのは最近出てきた案件で、何年とかは。

十川隆行委員 これ例えば、これで10年たってできてなかったと、したらそこで取消しにするんですか。

議長（会長） それは取消しです。

十川隆行委員 撤去ですか。

議長（会長） はい、撤去です。

十川隆行委員 撤去という話は向こうにもしとるんですか。

事務局 撤去も含めて話をさせていただいて、転用申請時の資金については撤去費用込みでの資金証明を取った形でいただくような申請にはなりません。

十川隆行委員 了解しました。

議長（会長） これから多分、レモンなどがようけ出てくると思うんですわ。最近、レモンが出てきたんやな。今までは花木で出よったからね。どうぞ。

川田政美委員 今回の補足なんですけど、私は●●●のほうでちょっとこの状態を見てきました、何件か。ほんで、下へ麦作ったり米作ったりもしてるんです。ほんで、一番いいのが、ハウレンソウなんかは日光があんまり当たらんほうがええと。そういうところはそれが非常にいいらしいんです。だから、全部を陰にするんじゃなくて、何ぼかわざわざに残してあるわけ。間を開けとる。ほしたら非常に、ハウレンソウにもいいし電力にもいいと、こういう考えのところがあります。補足です。以上です。

議長（会長） ●●のほうは下へミョウガを植えとるんですわ。ミョウガだったら陰でもできるからね。いろいろある。フキ植えるところもあるし。

それでは、議案第12号から第17号につきましてお諮りします。議案第12号から第17号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第12号から第17号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第18号から第23号を議題とし、一括上程致します。なお、今月の議案で、第21号は●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になります。

議長（会長）	続きますして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。
十河道夫委員	先ほど4条申請で出ました17号と同じ場所で同じ件です。昭和、平成、令和と長い間たったのがやっと整理できたということで、もう既に建築されている住宅がもう分かりますので、仕方ないというふうに考えております。よろしく審議してください。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第21号を除く議案第18号から第23号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ごさいませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第21号を除く議案第18号から第23号につきましてお諮りします。議案第21号を除く議案第18号から第23号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第21号を除く議案第18号から第23号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きますして、●●委員の関係する議案である議案第21号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	会長提出議案第21号、地区番号3、受付年月日、令和3年6月1日。譲渡人、●●●●、●●●●様。譲受人、●●●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積530㎡。転用目的、駐車場。工事着完年月日、令和3年8月1日から令和3年12月31日。権利は所有権移転売買、農地区分第2種農地。備考としまして、併せ利用地がありまして、資料は43ページから44ページでございまして。位置図を43ページの左側に掲載しており、43ページについては拡大図もあります。 申請地の概要でございまして、さぬき市●●、●●、●●●●●●から北へ850mに位置し、申請地の隣接は田、雑種地及び道路に接しております。申請者は申請地南のマンション4棟を配偶者と所有しており、戸数が83戸に対して既存駐車場が30台しかないことから、新たに20台分の駐車場を確保し、入居者の利便性及び入居率の向上のために申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。以上となります。
議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。
大塚ノブ子委員	21号につきましてご報告致します。●●さんの田んぼなんですけれども、その田の前に●●●●●●という学生マンションが83戸建っている、広い建物、大きな建物があります。その持ち主が駐車場が足りませんということで、これを買うそうです。●●さんもこの土地を持ちあぐねていたそうなんですけど、話がまとまってよかったという意見を聞いております。私

●●●さんが借りるんやけど、これぐらいな相場ですか。

岩澤佳宣委員　　ガラス温室じゃけん。水から何から全部、施設とついとるけん。灌水施設から何から。

議長（会長）　　●●さんとの近く。

岩澤佳宣委員　　シャインマスカットを作っとるんです。

議長（会長）　　中に、そうしたらもうあれですか、成木が入っとる。

岩澤佳宣委員　　もう成木が入っとる、成木ごと貸しとる。

議長（会長）　　全部、一切合切、施設に附帯しとる。

岩澤佳宣委員　　うん。施設から花木から全部その分、全部を含めて貸しています。

議長（会長）　　分かりました。ありがとうございます。
ほかにございませんか。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案書7ページの整理番号4番、議案書8ページ整理番号19番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の19番、20番を除く議案第24号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　　では、原案のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員、●●●●委員の関係議案である議案書7ページの整理番号4番、●●委員の関係議案である議案書8ページの整理番号19番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の19番から20番の審議に入りますので、それでは、●●委員、●●●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 退席)

議長（会長）　　では、事務局より説明を求めます。

事務局　　会長提出議案第24号についての委員さんの案件は2件あり、新規1件、再設定1件、使用貸借権が2件となっております。期間は5年が1件、6年が1件となっております。農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は2件で、2件ともに使用貸借権、期間は15年。それで、利用内容が、今、水稲と露地野菜となっておりますが、訂正で水稲と飼料用作物の作付となっております。以上です。

議長（会長）　　説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

たところ、もう少し詳しい農業の経営及び今後の事業計画、農地の問題などを含めて、追ってご本人のほうより市宛てに提出していただきたいということで依頼しましたところ、追ってその報告を●●さん本人よりしていただくということになりました。

その情報を踏まえた上での最終的な認定の判断ということにはなろうとは思いますが、この場におきましては、●●さん本人からこういった改善計画が出てきたということと、こういった事例に関するご報告のみをさせていただこうかなと思ひまして、議案として載せさせていただきました次第です。よろしくお願ひします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足等がありましたらお願ひ致します。

楠 豊委員 特にはないんですが、よく頑張っていますので問題ないと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

議長（会長） ありがとうございます。これ今、農林水産課の●●君が説明しました●●の●●さんの件ですが、皆さん、質問があったらもう直接農林水産課のほうへ質疑等をやりたいと思ひますので、質問がある方はお願ひ致します。
十河委員さん。

十河道夫委員 法人が農業に参入する場合に、法務局のほうに、こういう仕事をしますという登記の申請をしますよね。それで、個人でキクラゲを作りたいとおっしゃっているんですけど、例えば、私らは何で●●でやらんのかと、ここがどうしても引っかかって、それと、だから法人の中の、例えば農業部門を作るとかいうんはどんなんですか。

農林水産課 要は法人として認定をするという選択肢。

十河道夫委員 はい。一時ブームになっていましたよね。企業が農業参入。今はあんまりはやっていないみたいですけど。何とかもう、これ頭痛の種になるような気もするので、ちょっと参考までに聞かせていただひて。

農林水産課 企業のほうに認定を取る取らないというのは、もう少し●●さん本人にも聞き取りの上、再度確認というか、応接をさせていただかないかんですけれども、まず、なぜ●●のほうで認定を取らないのかということに関しましては、本人さんのほうに聞き取りというかしたところ、どうもさぬき市のほうでもう既にキクラゲを生産されていらっしゃる方がいらっしゃるということで、その方のところでちょっと現状を研修というか、キクラゲの栽培の仕方とかを習いながら、今後、農業の知識というか、習得等に努めてまいりたいということですので、さぬき市のほうで認定を取りたいということでお話があったとのこと。今現状、●●地区での農業を予定しておると。

議長（会長） これに関しては大塚委員さんの地区なんですけど、大塚委員さん、補足等がございましたら。

大塚ノブ子委員 先ほども本人から意見を伺ひました。現住所を移してほしいと言ったら、それは何かやっぱり家族の関係で無理だろうという返事だったんですけども、●●で本格的に栽培をするのであれば、やっぱり本人がさぬき市に住むべきだと私は思ひます。

それと、●●に住んでいて、何でさぬき市で認定農業者の許可を受けるのか、そこが不思議です。

う延長で多分こちらのほうでやる。やるのは多分、社員ないし知り合った人に現場を任して、30分遊びに来ようかというぐらいのイメージとは私は思いましたけど、それは、やることは確かに悪いことじゃないと思うんですけど、ただ、今、●●さんや話したように、そうしたらこれが認定となれば、さぬき市の認定をこういう形で認めるんかというのは、やはり今聞いていても、私もそれはすごく違和感というか、認定までわざわざ取らなくても、今言う、実績踏んでからでも。やはり、このさぬき市の認定という意味合いではちょっとずれとんかなとは思いますが。

議長（会長） それが正当な意見だろうと思います。
ほかにございませんか。楠君、ないですか。

楠 豊委員 結論は藤澤さんと同じ。結局、認定を取って何かがあるけん認定取るんだろうけど、結論としたら、もう今言いよった、藤澤君言ったとおりにやろうと思います。

議長（会長） 藤澤委員。

藤澤 明委員 もう1つ、認定を取る理由が、やはり私とかがそうですけど、やっぱり公庫とかから資金を引っ張ってきたいんですよね。その前提に認定農業が必要なので、事業、こういう大きいところの人だと、多分、失敗しようが成功しようがあんまり関係なくて、取りあえず引っ張ってくるだけが目的というところにこの認定農業というのがあると思うので、そこまで深読みしたところでどうかというと、基本に戻ったら、今言う、さぬき市農業委員会として認定すべきかどうかという基本に立ったら、やっぱり皆さん今話したとおりの内容だと思います。

議長（会長） 岩澤君、どうぞ。

岩澤佳宣委員 こちらに全然住所もなけりゃ、実績、今言いよったように、やっとなる人があるからいうて、ほなその人が代表になって資金借りたらええようなもんで、それだったら認定はできるかもわからん。会社の、そこで作って。そうじゃなくて、もう自分は向こうに住んどると。ほんで、こっちでもし事業したかったら、自分で一応最初の取っかかりつくって、自分の資金で。小さくても実績ができりゃ、そこで認定取って規模拡大して大きいにすりゃいい。ほんだら、資金を借りられるし。

一般の農家でもそういうことでしょう、ゼロから始める場合は。ほんだら、ゼロから始めた新規就農した人たち、ほかにもたくさんいますけれども、全然そこに住んどらんのに、実績もないのに認定取っとなる人はいないと思います。さぬき市としてはちょっとどうかかなと思うんですけど。あそこへ行ったらすぐ認定が受けられるんかみたいにおもわれても困ると思います。

議長（会長） 農林水産課、それに関して反論ございますか。

農林水産課 この会でいただいた皆様の貴重なご意見をもとに、本人さんにももう少し具体的な、こんなことをこの地区でどの程度の農業を見込まれているのかということも含めて、面接等でも話があったことなんですけれども、本人さんのほうに投げて、もう少し詳しい内容等を、情報を得ようかなというふうに考えております。またその内容に関しましては、追ってご報告させていただくということにはなろうかなとは思いますが。

議長（会長） 今後こういうふうな審議を受付するというのは、もう少し検討して受付して

いただいたらと思います。農業委員会としては、もう何もかも持ってきたら受けるようなあれでは農業委員会も反対せざるを得ないと思うので、よろしくお願い致します。

農林水産課

はい。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりましたが、第38号についての質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第38号番号1についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、原案のとおり承認することと致します。
続きまして議案第38号番号2についてですが、保留ということによろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、保留とします。

議長（会長）

本日上程の議案につきましては以上ですが、日程第9、その他で何かございませんか。

事務局

そうしたら、ちょっと長くなつとるんですけども、先月5月に各地区から提出いただきました令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見について取りまとめを致しましたので、簡単にご報告させていただきます。

大きく分けて5項目ほどございまして、1番目が農地等の利用の最適化の推進強化に関する事項です。意見としては、食糧自給を上げることや中山間地域の農業政策と農業経営の持続化など、2項目ほどございました。

2番目ですが、担い手への農地利用の集積・集約に関する事項です。意見と致しましては、基盤整備が遅れている地区がございまして、基盤整備事業の促進、また、農業者の高齢化、担い手不足など、合わせて9項目の意見がございました。

3番目が遊休農地の発生防止・解消に関する事項でございまして、意見として、イノシシ、サルの鳥獣害対策のさらなる充実を図るという意見と、下限面積を引き下げた農地つき空き家対策、また、農業者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の発生など、併せて9項目の意見がございました。

4番目が新規参入の促進に関する事項です。認定農業者、新規就農者などへの技術習得や支援体制への意見がございました。

5番目が農地等の利用の効率化及び高度化の促進に関する事項でございまして、米価の一定化した採算性を確保するための国の補助と助成、また、条件の悪い農地の借手が不足しているなど、合わせて8項目の意見がございました。

以上のような意見が出されており、集約しまして、香川県農業会議へ報告させていただきます。農業会議へ報告後は、農業会議がさらに取りまとめ、集約した後、香川県へ要望するような流れになります。

続いて、次回の定例会でございまして、7月20日火曜日午後1時半から

志度の本庁3階、301、302の会議室で行う予定ですので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（会長） ほかにございませんか。農地中間管理機構の方、ございませんか。

農地中間管理機構 はい。

議長（会長） 農林水産課は。

農林水産課 ありません。

議長（会長） 各支部の方、ございませんか。もう情報交換会は中止しましたので、今、その他のほうでございましたら、ございませんか。

全支部長 「なし」との声あり。

議長（会長） 以上をもちまして、令和3年6月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議、ありがとうございました。

（ 3時27分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 9 番

署名委員 1 1 番